

## 埼玉DMAT災害派遣に関する協定

防衛医科大学校病院「埼玉DMAT」（以下「甲」という。）と埼玉西部消防組合（以下「乙」という。）は、以下の条項により埼玉DMAT災害派遣に関する連携体制について協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は甲の災害派遣に対する迅速な出場及び災害現場における効果的な活動により、被災者（負傷者）の救命率の向上・後遺症の軽減を図ることを目的とし甲・乙の連携体制を確立するものである。

### （出場要請）

第2条 甲は埼玉県知事の派遣要請及び緊急やむを得ない事情により知事の要請を受ける前に甲の判断により派遣する場合、乙に出場要請することができる。乙の要請先は指令課（119番通報）とする。

### （出場先）

第3条 連携における出場先は埼玉県内とする。ただし、地震・台風等の自然災害により所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市において災害が発生した場合、乙は出場しないことができる。

出場車両については、乙所有の緊急車両とする。

### （編成）

第4条 甲・乙の隊員を次のとおり編成する。

- (1) 甲の隊員は医師1名、看護師2名、業務調整員1名の隊員を基準とする。
- (2) 乙の隊員は機関員1名、救急救命士1名の隊員を基準とする。

### （任務）

第5条 各隊員の任務は次のとおりとする。

- (1) 甲の隊員は災害現場において救命活動を行う。（埼玉DMATの活動基準のとおりとする。）
- (2) 乙は、災害現場までの緊急車両の運行、災害現場における消防機関等の連絡調整及び甲の活動支援を行う。

### （応急用資機材）

第6条 甲が使用する応急用資機材は甲が準備する。ただし、乙が保有する資機材（集団救急セット・自動体外式除細動器等）を必要に応じ準備する。

(経費)

第7条 災害現場において使用した医薬品・消耗品等は、甲・乙がそれぞれ負担する。

(補償)

第8条 災害現場において発生した隊員の事故については、甲・乙それぞれの責任において処理する。

(協議)

第9条 本協定書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度甲・乙が協議して決定する。

(協定の解約または変更)

第10条 甲または乙に必要があるときは、甲・乙協議の上、この協定を解約し、または協定内容を変更することができるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成25年9月4日から施行する。

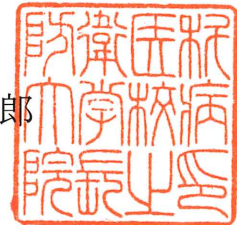
上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙の代表者が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年9月4日

埼玉県所沢市並木三丁目2番地

甲 防衛医科大学校病院

病院長 野村 總一郎



埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11

乙 埼玉西部消防組合

消防長 藤宮 直樹



